

# 一 資料編 一

## ■ 目次 ■

1	田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議	36
2	計画の策定経過	38
3	国際化・多文化共生に関する団体等へのヒアリング結果の概要	39
4	市内の主な国際交流団体	44
5	姉妹都市・友好都市等との交流の概要	45
6	在留資格一覧	48
7	用語解説	51

# 1 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議

## (1) 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 田原市国際化・多文化共生推進計画の改訂に当たり、有識者及び市民団体等から意見を求めるため、田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 田原市国際化・多文化共生推進計画改訂のための検討に関すること。
- (2) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国際交流・多文化共生関係団体推薦者
- (3) 事業者によって構成する団体の関係者
- (4) 公募市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (事務局)

第7条 会議の庶務は、政策推進部広報秘書課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## (2) 委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	役職等	備考
1	浅野 良太	伊良湖ビューホテル 総支配人	
2	池上 重弘	静岡文化芸術大学 教務部長	
3	石川 仁	たはら国際交流協会 事務局長	
4	伊東 利勝	愛知大学 文学部長	
5	籠橋 謙	愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室 室長	
6	小久保 昌彦	和地校区コミュニティ協議会 会長	
7	斉藤 教子	市民公募	
8	藤目 弥生	主任児童委員	
9	山内 真由美	市民公募	
10	山本 明子	田原市教育委員会 委員	
11	吉田 裕一	愛知みなみ農業協同組合総合企画部組合員広報課 課長	
12	渡邊 長一	(有) マルト化学工業 代表取締役社長	
13	渡会 美加子	市民公募	

## 事務局

1	横田 直之	政策推進部 部長
2	水鳥 敏子	広報秘書課 課長
3	伊藤 英洋	広報秘書課 主査
4	嶋 薫	広報秘書課 主任
5	矢口 美英	政策推進課 主幹

## 2 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 6 月 24 日	第 1 回庁内ワーキンググループ会議
8 月 5 日	<b>第 1 回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議</b> (1) 会長の互選 (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画改訂スケジュールについて (3) 田原市の現状について (4) 田原市国際化・多文化共生推進計画の考え方について
10 月 18 日	第 2 回庁内ワーキンググループ会議
11 月 5 日	<b>第 2 回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議</b> (1) 第 1 回検討会議議事要旨について (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画（一次素案）について
平成 26 年 1 月 10 日	第 3 回庁内ワーキンググループ会議
1 月 21 日	<b>第 3 回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議</b> (1) 第 2 回検討会議議事要旨について (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画（二次素案）について
2 月 13 日 ～3 月 14 日	パブリックコメント

### 3 国際化・多文化共生に関する団体等へのヒアリング結果の概要

#### 市民活動団体（日本語教室等）

##### ヒアリング団体

- NPO 法人たはら国際交流協会（T I A）
- あかばねひらがなの会

##### 現状と課題

###### ○日本語教室運営上の課題

- ・現在、日本語教室は NPO 法人たはら国際交流協会とあかばねひらがなの会のみで行われている。市内に住む外国人住民の約半数が渥美地区に住んでおり、その人たちの受講が難しい。
- ・講師は一般のボランティアのため、日本語指導のノウハウがなく、指導に苦慮することもある。日本語教室の受講生は国もレベルも様々であり、教室形式で教えるのではなく、個々に対応しているが、時には受講生の数に対してスタッフが不足することもある。

###### ○地域における課題

- ・相互の理解不足により、誤解が生じることがある。
- ・外国人登録制度が廃止になり、地域に住む外国人住民も同じ地域の住民として捉えるようになって、今なお外国人住民に対する人権的な配慮は乏しいと感じる。
- ・外国人女性配偶者たちは、自分の子どもが保育園等へ入学した当初は、顔見知りでない日本人との日本語の会話に戸惑い、母親同士の会話の中に入り込みにくい。

###### ○その他

- ・田原に住む外国人住民が自立して生活できるような支援が必要。
- ・外国人女性配偶者の中には、仕事や介護等のみとなっている人もいるため、家庭内でのライフワークバランスを整える事が必要。
- ・家庭内でも外国人女性配偶者には、言葉の壁や文化の違いによって、各種の情報が的確に伝わらない場合がある。
- ・家族のために一生懸命料理を作っても、食文化の違いもあり、好み合わない場合もある。

##### 市への要望

- ・外国人住民にとって分かりやすい情報の提供。（生活ガイドブックなどの冊子もあるが、実際にそれを読んで自分に必要な情報を探したり、理解できる人は少ない。）
- ・インターネット等を活用した市のサービス等の情報提供。
- ・日本語教室のスタッフ勉強会やボランティア養成講座等の開催。

#### 技能実習生受入機関

技能実習制度は、最長 3 年の期間において、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟をすることを内容とする制度で、技能実習生は、労働基準法に順じた賃金等の取り扱いが義務付けられている。

##### ヒアリング団体

## ● J A 愛知みなみ

渥美地区で平成 6 年に開始し、現在 3 地区で 146 戸の農家が約 300 人の技能実習生の受け入れをしている。(平成 25 年 3 月末)

ここ数年で、受け入れ農家数は増加。酪農・花き(菊)が多い。最近はトマトも増えてきている。

## ● 渥美商工会

平成 20 年に開始し、これまでに約 80 人の技能実習生を受入れている。(平成 25 年 3 月末)

平成 24 年度まではすべて中国(江蘇省、陝西(せんせい)省)の送り出し機関だったが、事業所からの要望もあり平成 25 年 7 月に初めてベトナムから 3 名の技能実習生を受け入れる。

### 現状と課題

- ・日本語教室の情報を知らない。また、知っていても時間や開催場所により参加するのが難しいことがある。
- ・事業主の意識の問題で、仕事さえできればそれでいいと言う人もいるし、日本語を理解してうまくコミュニケーションができるようになって欲しいと思う人もいる。
- ・文化の違いが大きく、お互いに良いイメージを持っていない部分がある。相互理解が必要。
- ・日本語が理解できず、コミュニケーションができないために事業主との人間関係がうまくいかない場合がある。
- ・実習生は 1 年もしくは 3 年で帰国するため、地域の人たちと関わっていきこうという感覚は薄いと思われる。

### 今後の展望

- ・今後も、技能実習生の受け入れを継続していく。
- ・中国だけでなく、ベトナムからの技能実習生も今後は受け入れていく予定。

### 市への要望

- ・実習生が悩み事を相談できるような場所を提供して欲しい。
- ・ゴミの出し方等、実習生でもわかりやすいものを作って配布して欲しい。

## 外国人(在住者・実習生・旅行者)への対応

### ヒアリング団体

- 田原警察署、渥美病院、校区代表者、市内ホテル、実習生雇用主

### 現状と課題

- ・外国人住民が日本の生活様式に慣れ、結果としてトラブルは減少している。
- ・地域に住む外国人女性配偶者が、実習生のサポートをしているケースもある。
- ・実習生が増えるにつれ、3 年目の実習生が 1 年目の実習生に教えるといったローテーションができてきている。
- ・警察では、外国人住民によるトラブルを認知した場合は、同じような事案が再び起こらないよう、当事者にトラブルの原因や理由を説明し再発防止を図っている。
- ・警察では、実習生を対象にした防犯・交通安全教室を実施している。(J A・商工会からの依頼に

よる)

- ・他市などでは日系のネットワークがあり、情報交換をしているところがあるが、同じ国の人が集まって何か活動しようといったことは田原市ではないと思われる。
- ・実習生や外国人女性配偶者の受診の際は、雇用主・家族等、日本語が分かる人が同行するため、病院では特に困った事例はないが、通訳の面ですべてがうまくいっているとは言えない部分もある。
- ・外国人住民の料金未納はなし。
- ・校区に住む実習生は、会うと挨拶をしてくれる。校区の人も実習生に声をかけるなど、お互いに声掛けをするよう心がけている。
- ・実習生の中には技能実習として日本に来るだけでなく、日本にいる間に日本語検定1級を取り、母国で通訳をするなど、次の仕事につながっているケースもある。
- ・たはら国際交流協会の情報が入ってこない。実習生も知らないと思われる。知っていたとしても田原まで行くのは少し距離があって難しい。
- ・市内に宿泊する外国人観光客のほとんどが夕方遅くに到着し、朝早く出発するという感じで、市内を観光するというイメージではない。
- ・ネットエージェントへの宿泊プランの登録をもう少し積極的に行っていけば、外国人宿泊客が増えるのではないかと思うが、現状はまだそこまでいけない状態。

## 今後の展望

- ・校区に住む実習生も行事に参加できるよう、情報提供をしていきたい。
- ・今後もインバウンド（訪日外国人旅行）の受け入れを継続していく。
- ・アジアからの観光客は少しずつ回復してくると思っている。
- ・昇龍道プロジェクト（ドラゴンルート）に乗じて、うまくPRしていきたい。

## 市への要望

- ・インターネットやウェブによる積極的な市の広報活動。
- ・田原市の目玉となる観光スポットのPR。市のアピールポイントとして、いちご狩りやメロン狩り等は田原市にとって大きな産業の一つであり、農家が連携して取り入れるといいのではないか。果物狩りは海外の人も受け入れやすい。

## 国際交流活動（高等学校）

渥美農高は、オランダのウェラントカレッジと平成9年に姉妹校提携をし、相互訪問で平成24年度までに約500人が往来している。訪問時には両校の生徒が農業実習やホームステイを体験するなど、農業と教育の分野での特色ある交流を展開している。

## ヒアリング団体

### ●渥美農高

オランダ王国ウェラントカレッジとの交流事業

- ・平成9年姉妹校提携し、平成10年から相互派遣・受け入れ（毎年10人前後）

- ・平成 24 年度までに約 500 人が往来（農高から 207 人、オランダから 288 人）
- ・派遣事業に参加しない生徒へも交流成果を共有させるため、報告書作成、報告会の開催を実施している。

## 現状と課題

- ・ヨーロッパの経済状況悪化により、相互交流が難しい状況にある。
- ・年に数名は卒業後に海外の技術を学ぶために海外で研修をするなど、国際的に活躍しようとする生徒がいる。交流事業に参加することで生徒の国際化に関する意識は確実に変わっており、地元でその成果を活かすことができている。
- ・オランダは施設園芸の先進国であり、オランダとの交流にはこだわっている。

## 今後の展望

- ・9 割以上の生徒が地元に残り働くことを考えると、この事業はとても意義のあるものであり、今後も交流事業は続ける方針。

## その他

### ヒアリング団体等

#### ●食生活改善推進員（外国人ママの会、おうちごはんクラブ）

##### 【外国人ママの会】

- ・年 2 回、田原福祉センターにおいて、外国人母子を対象とした交流会を開催し、地域や家庭の中で孤立することなく、妊娠・出産・育児を安心して行えるよう支援する（田原市が主催）

##### 【おうちごはんクラブ】

- ・年 4 回、外国人の母親が日本の家庭料理を作れるようになり、家族に美味しい食事を提供できるよう支援する。（田原市が食生活改善推進員に委託し、田原福祉センターにおいて行っている事業）

## 現状と課題

- ・以前は渥美地区と田原地区で開催していたが、現在は田原地区のみで開催しているため、渥美地区の参加者が減少した。
- ・参加者がほぼ固定してしまっている。
- ・外国人女性配偶者が、このような集まりに参加できるよう、家族の理解が必要となっている。
- ・子育ての相談が出来る人が近所にいない。また、日本と自国との習慣の違いに戸惑いを感じる人が多い。
- ・出身国が少数の方が参加しにくい。

#### ●外国人住民

##### 現状と課題

##### （外国人女性配偶者）

- ・正社員として働きたいと思っているが働く場所がない。
- ・長い間日本に住んでいるが、地域活動には参加したことがない。
- ・子供達が成長していくにつれ、学校からのプリントが読めないという問題が生じる。（漢字

が読めない。)

(実習生)

- ・ 防災に関して、不安を持っている。
- ・ 日本語が理解できず、コミュニケーションが困難なことがある。
- ・ 機会があれば、近くに住む日本人と交流したいと思っている。
- ・ 特に問題は感じていない。今に満足している。
- ・ 日本語は、工作中やテレビから覚えている。
- ・ インターネットを使って、家族と連絡をとっている。
- ・ 田原市は海や山がとてもきれいであり、人も優しい。もし、また日本に来る機会があったら田原に来たいと思う。
- ・ 仕事が休みの日は同じ時期に日本に来た実習生と会ったり、家で日本語を勉強したりしている。

【幸せを感じる時】

- ・ インターネットで母国の家族と話をしていて、家族の笑顔を見たとき。
- ・ みんなと一緒に日本語教室で勉強しているとき。
- ・ 日本に来た時は言葉がわからず、挫折しそうになったが、日本語が少しずつ理解できるようになった時とても嬉しかった。そして、もっと頑張ろうと思える。

#### 4 市内の主な国際交流団体

団体名	運営体制等
NPO 法人たはら国際交流協会	<p>【活動場所】 田原文化会館 NPO 法人たはら国際交流協会事務局</p> <p>【開館時間】 火～日曜日 10:00～17:00</p> <p>【活動目的】 国際化時代に対応し、会員のボランティア活動を通して地域住民の国際交流及び意識の高揚を図る。</p> <p>【設 立】 平成 25 年 10 月 1 日            (昭和 61 年 3 月に田原国際交流研究所が発足。たはら国際交流連絡協議会を経て、平成 2 年 4 月 20 日にたはら国際交流協会設立。平成 25 年 10 月に NPO 法人たはら国際交流協会として新たにスタート。)</p> <p>【主な事業】 市民海外派遣、国際理解講座、語学講座、料理教室、機関紙発行、ホームステイ受入、イベント開催、日本語教室等</p> <p>●日本語教室            田原文化会館にて毎週金曜日と日曜日に開催。            講師は、協会会員及び一般ボランティア</p>
あかばね・ひらがなの会	<p>【活動目的】 日本語能力の向上を目指すと共に、地域に根付いた生活支援の場を提供する。(悩みや困りごとがある時に仲間と共に語り合える場)</p> <p>【設 立】 平成 18 年</p> <p>【主な事業】 日本語教室・中国語教室(平成 18 年～)、機関紙発行等</p> <p>●日本語教室            赤羽根福祉センターで第 2・4 土曜日に開催。また、文化教室を第 3 日曜日に赤羽根市民館で開催。            講師は元学校関係者、介護福祉士、主婦等。</p>

## 5 姉妹都市・友好都市等との交流の概要

### ○米国ケンタッキー州ジョージタウン市

【提携日】姉妹都市提携：平成2年4月20日

【提携書】「田原町とジョージタウン市は両市町の友好親善を深め 併せて日本国とアメリカ合衆国両国の友好関係の促進に寄与することを念願し ここに両市町が姉妹都市として提携することを協約します」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣及び受入）、英語指導助手(A L T)招聘事業（ジョージタウン大学からA L T招致）、たはら国際交流協会の市民海外派遣、田原風保存会のジョージタウン市カイトフェスティバル参加、フレンドシップ・キルターズ交流（パッチワークキルトを通じた民間交流）、成章高校のスコット高校との姉妹校提携（海外派遣及び受入等）、ジョージタウン大学入学田原市奨学金制度、図書館交流、平成12年：提携10周年記念事業、平成22年：提携20周年記念事業、平成4年：町職員ジョージタウン市派遣

### ○米国インディアナ州プリンストン市及びギブソン郡

【提携日】友好都市提携：平成14年8月8日

【提携書】「本国愛知県田原町とアメリカ合衆国インディアナ州ギブソン郡及びプリンストン市は、地域住民が友好的な交流を永続する友好都市を宣言する。  
友好都市は、子供や学生の教育、文化、工業、経済などの面で友情に満ちた交流を行うことによって、両地域の発展、日本とアメリカの両国民の友好関係、更には世界の平和に貢献することを目的とし、また、この関係が全世界に広がることを期待する。  
私たちは、地域住民団体が実施する友好都市の目的を達成するための活動を相互に支援することを誓い、地域住民の相互交流を最も期待する。」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣）、たはら国際交流協会の市民海外派遣



## ○中国江蘇省昆山市

【提携日】友好都市提携：平成 17 年 10 月 19 日

【提携書】「日本国愛知県田原市と中華人民共和国江蘇省昆山市は、両市市民が相互理解と友情を深め、末長い友好交流を推進するため、協議の結果、赤羽根町と昆山市の友好交流の覚書（平成 5 年 5 月 14 日）を改めここに友好都市提携を行うものである。両市は、平等互恵に基づいて、両市及び民間の友好交流を積極的に展開し、教育・文化・産業・行政など、多方面の分野に交流と協力が広がることを目指すものである。本提携の趣旨は、交流を通じて、両市市民の友情が深まり、日中両国の友好の絆を強めて、世界平和と繁栄に貢献することにある。」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣及び受入）、たはら国際交流協会の市民海外派遣

## ○大韓民国ソウル特別市銅雀区

【提携日】姉妹都市提携：平成 18 年 11 月 14 日

【提携書】「日本国愛知県田原市と大韓民国ソウル特別市銅雀区は、両自治体間の国際交流をより深めるために姉妹都市として協定を締結する。田原市と銅雀区は、教育、文化、産業、行政など幅広い分野の交流を通じて相互理解と信頼を深め、相互の発展と繁栄を図るとともに、日韓両国の友好関係の促進を目指すものである。」

【主な事業】田原日韓親善協会による交流活動、たはら国際交流協会の市民海外派遣

## ○ラオス・ヴィエンチャン特別市サイタニー郡

【提携年】平成 17 年度愛知万博フレンドシップ国：平成 18 年 4 月協議確認書

- 【協議書】
- 1 将来の相互協力に向かって、サイタニー郡代表団と田原市代表団との打ち合わせ議事を記録するため、双方は打合せ議事録を作成し、賛同と署名を求めて相互に送付することに同意した。
  - 2 交流事業における基本事項
    - (1) 将来にわたり継続する交流とするため、当面の間（3年間程度）において、交流プロジェクトの検討を行うものとする。
    - (2) 交流事業の検討に際しては、田原市・サイタニー郡の住民の相互理解と友好交流を目指すものとするが、当面、農業、教育の2部門における人材育成を主目的とした交流事業を前提に検討を行う。
    - (3) 友好提携については、交流事業を行う中で、各市・郡の住民の相互理解を進め、交流事業に対する住民理解を得た段階で検討するものとする。

【主な事業】農業研修生(農業事務所職員)受入、たはら国際交流協会の市民海外派遣・絵本を届

## ける運動

平成 19 年度～22 年度：教育事務所研修受入、教育事務所建設支援、専門家派遣（農業栽培技術指導）

※バラ栽培支援に関しては、現在はわからないことや困ったことの問い合わせが報告書として届けば、それに対しての指示事項を返信するという支援をしている。



## 6 在留資格一覧 (出入国管理及び難民認定法第2条の2, 第19条関係)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	外資系企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等
技能実習	<p>1号ーイ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む）</p> <p>1号ーロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>2号ーイ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>2号ーロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）</p>	技能実習生

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この留学の項から研修の項までに掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の技能実習1号及び留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもつて在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等

## 7 用語解説

### ※<sup>1</sup> グローバル化 (1 頁)

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

### ※<sup>2</sup> ボーダレス化 (1 頁)

企業の事業展開が国境を越えて世界規模に広がり、国籍が意味をなさないほど活動の場が国際的に広がっている現象。

### ※<sup>3</sup> 心配ごと相談 (3 頁)

市からの委託により、社会福祉法人田原市社会福祉協議会が開催する無料の相談所。相談員は、弁護士、司法書士、行政相談委員、民生児童委員、人権擁護委員、家庭相談員等が務めている。相談受付は予約制で、原則として田原地区は第1・第3水曜日、赤羽根地区は第2水曜日の午後1時から4時まで、渥美地区は第1・第3火曜日の午後1時30分から4時まで開催している。

### ※<sup>4</sup> 多文化ソーシャルワーカー (3 頁)

外国人が自分の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的な問題に対して、外国人本人、家族、グループ、コミュニティに働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う人材のこと。

### ※<sup>5</sup> ウェルカムキット (3 頁)

市の概要資料や防災マップ、ゴミカレンダー、119番通報要領等を、英語や中国語等の多言語化した生活情報資料のことで、本市の市民課窓口にて転入者に配布している。

### ※<sup>6</sup> 外国人ママの会 (3 頁)

外国人母子が地域や家庭の中で安心して妊娠・出産・育児が行われるよう支援を行うもの。

### ※<sup>7</sup> JETRO (Japan External Trade Organization) (3 頁)

日本と海外の企業の円滑な貿易の進展を目的として、1958年に設立された独立行政法人日本貿易振興機構のこと。海外のビジネスに関する情報やサービスの提供、展示会やビジネスのマッチング、海外企業の日本誘致、中小企業の輸出などの支援をしている。

### ※<sup>8</sup> 在留資格 (8 頁)

外国人が日本に入国する際に、入国が許可される要件の一つとして、その外国人が日本で行おうとする活動の観点から類型化して、入国管理局及び難民認定法に定められた資格。現在は、計27種類の在留資格が定められている。

### ※<sup>9</sup> 技能実習 (8 頁)

日本の公の機関もしくは私企業等の機関に受け入れて行う技術・技能または知識を習得する活動。

### ※<sup>10</sup> 日本人の配偶者等 (8 頁)

日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者に対して与えられる在留資格。

### ※<sup>11</sup> 永住者 (8 頁)

法務大臣が永住を認める者に与えられる在留資格で、在留期間に制限がない。

### ※<sup>12</sup> 特別永住者 (8 頁)

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格。第二次世界大戦以前から日本に住み、昭和 27（1952）年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫を対象としている。在留期間に制限がない。

※13 **技能実習制度**（8 頁）

技能実習制度は、開発途上国への国際協力・国際貢献を目的として、経済発展・産業振興の担い手となる人材を育成するため、先進国の進んだ技能・技術・知識などの修得を支援する制度。技能実習生は、雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の習得・習熟をすることができる。在留資格は「技能実習」で、在留期間は最長 3 年。

※14 **JICA** (Japan International Cooperation Agency)（13 頁）

開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする独立行政法人国際協力機構のこと。主な業務内容としては、開発途上国への技術協力、研修員受入れ、専門家派遣、技術協力のための人材の養成及び確保などを行っている。

※15 **やさしい日本語**（18 頁）

普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと。災害時、外国人にどうやって情報を伝えるかという目的で考え出されたもの。やさしい日本語は、高齢者や若年者にも分かりやすい表現とされ、さまざまな場面に応用されている。

例) 「高台避難」⇒「高いところに逃げて」

※16 **ピクトグラム**（19 頁）

「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、非常口やトイレの標示、道路標識など、さまざまな指示や注意を文字のかわりにイラストによって表したものの。

※17 **おうちごはんクラブ**（20 頁）

外国人の母親が日本の家庭料理を作れるようになり、家族においしい食事を提供できるよう支援を行うもの。